



# 佐賀県公報

平成18年  
10月13日  
(金曜日)  
第 12818号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (六一二・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (六一三・"") 一

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (六一四・"") 二

### 公告

○伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧 (まちづくり推進課) 二

○" (") 三

### 選挙管理委員会事項

○選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 (告示・三七) 三

### 人事委員会事項

○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 (規則・二六) 四

○平成十八年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施 (公告) 四

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第六百十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん

所在地 唐津市久里五百十六番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 いきいきライフゆとり館

所在地 唐津市久里五百十六番地五

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人済昭園

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 済昭園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業

所

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

### ◎佐賀県告示第六百十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年十月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人天心堂志田病院

所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四

三 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人天心堂志田病院

所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四

◎佐賀県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十八年十月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん
  - 所在地 唐津市久里五百十六番地五
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
  - 名称 いきいきライフゆとり館
  - 所在地 唐津市久里五百十六番地五
- 二 指定年月日 平成十八年十月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 名称 社会福祉法人済昭園
  - 所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
  - 名称 済昭園外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所
  - 所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地
- 三 指定年月日 平成十八年十月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 名称 太良町
  - 所在地 藤津郡太良町大字多良一番地六
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 町立太良病院通所リハビリテーション  
 所在地 藤津郡太良町大字多良千五百二十番地十二  
 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成18年10月13日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称  
伊万里都市計画道路

- (1) 伊万里都市計画道路 3・4・4号 平尾脇田線
  - (2) 伊万里都市計画道路 3・4・5号 伊万里武雄線
  - (3) 伊万里都市計画道路 3・4・7号 伊万里駅南口線
  - (4) 伊万里都市計画道路 3・4・12号 立花台川東線
  - (5) 伊万里都市計画道路 3・4・13号 国見台公園線
  - (6) 伊万里都市計画道路 3・5・8号 八谷棚紙園町線
  - (7) 伊万里都市計画道路 3・5・18号 上伊万里駅線
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 伊万里都市計画道路 3・4・4号 平尾脇田線

追加する部分 なし  
 削除する部分 なし

<p>(2) 伊万里都市計画道路 3・4・5号 伊万里武雄線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(3) 伊万里都市計画道路 3・4・7号 伊万里駅南口線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(4) 伊万里都市計画道路 3・4・12号 立花台川東線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(5) 伊万里都市計画道路 3・4・13号 国見台公園線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(6) 伊万里都市計画道路 3・5・8号 八谷搦祇園町線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(7) 伊万里都市計画道路 3・5・18号 上伊万里駅線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>3 縦覧場所</p> <p>(1) 佐賀県国土づくり本部まちづくり推進課</p> <p>(2) 伊万里土木事務所</p> <p>(3) 伊万里市建設部都市開発課</p> <p>4 縦覧期間 平成18年10月13日から平成18年10月27日まで</p>	<p>で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成18年10月13日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 伊万里都市計画道路3・3・2号二里黒川線</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 伊万里市松島町字搦並びに木須町字戸ノ須込古島、字馬伏及び字名切 削除する部分 伊万里市松島町字搦及び木須町字馬伏</p> <p>3 縦覧場所</p> <p>(1) 佐賀県国土づくり本部まちづくり推進課</p> <p>(2) 伊万里土木事務所</p> <p>(3) 伊万里市建設部都市開発課</p> <p>4 縦覧期間 平成18年10月13日から平成18年10月27日まで</p>
<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいの</p>	<p>○ 選挙管理委員会事項</p> <p>●佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号 選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十三年佐賀県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十八年十月十三日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会 委員長 松 尾 紀 男</p>

第三条の表中「行政職六級」を「行政職四級」に、「行政職四級」を「行政職三級」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 人事委員会事項

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十六号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和三十八年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第十二項中「記名押印」を「署名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条第2項第7号の規定により、身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成18年10月13日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

1 選考職種  
一般事務、学校事務

2 受験資格

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までのいずれかの等級である者で次の(1)から(4)までの要件のすべてに該当するもの

(1) 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(2) 介護者なしに職務の遂行が可能なる者

(3) 活字印刷文による出題に対応することができる者

(4) 佐賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む)。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)

3 第1次選考

(1) 選考の実施日

平成18年11月23日(木曜日)午前

(2) 試験地

佐賀勤労身体障害者教養文化体育館(佐賀市天祐一丁目8番5号)

(3) 試験種目、内容及び出題分野は次の表のとおりとします。

試験種目	教	養	試	験
内 容	高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝択一式問題40問による筆記試験			
出題分野	社会科学(法律、政治、経済、社会一般、人権等)、人文科学(日本史、世界史、地理、国語、文学・芸術)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学等)、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等			

<p>(4) 第1次選考合格者発表</p> <p>第1次選考実施日当日の正午から佐賀勤労身体障害者教養文化体育館の正面玄関に合格者の受験番号を掲示します。</p> <p>4 第2次選考</p> <p>(1) 選考の実施日 平成18年11月23日(木曜日) 午後</p> <p>ただし、身体検査については、11月27日(月曜日)に実施します。</p> <p>(2) 試験地 佐賀勤労身体障害者教養文化体育館</p> <p>ただし、身体検査については、佐賀県総合保健協会(佐賀市天神一丁目4番15号)にて実施します。</p> <p>(3) 試験種目 作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査</p> <p>5 最終合格者発表 平成18年12月中旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。</p> <p>6 採用選考合格者名簿及び採用方法 最終合格者は、採用選考合格者名簿に成績順に記載され、採用は、この名簿に基づき、任命権者が行います。</p> <p>7 試験案内及び受験申込書の交付 (1) 交付場所 県人事委員会事務局 さが元気ひろば 佐賀中部保健福祉事務所 鳥栖保健福祉事務所 唐津保健福祉事務所 伊万里保健福祉事務所</p>	<p>杵藤保健福祉事務所 県総合福祉センター 産業技術学院 鹿島農林事務所 神埼土木事務所</p> <p>(2) 郵便による請求方法 封筒の表に「選考請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。</p> <p>(3) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ(<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。</p> <p>8 受験申込の方法 (1) インターネット申込みの場合 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。</p> <p>(2) 持参及び郵送の場合 提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号) 受験申込書に所定の事項を記入し、所定欄に返信用の50円切手をはり付けて提出してください。</p> <p>9 申込みの受付期間 (1) インターネット申込みの場合 平成18年10月13日(金曜日)の9時から11月2日(木曜日)の17時まで に受信したものを受け付けます。</p> <p>(2) 持参の場合 平成18年10月13日(金曜日)から11月2日(木曜日)までの8時30分</p>
---	---

ら17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に  
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きま  
す。

(3) 郵送の場合

平成18年10月13日(金曜日)から受け付けます。

なお、11月2日(木曜日)の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 直通 0952-25-7241

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月十三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

